

○上天草市就学援助費扶助規則

平成27年12月21日教育委員会規則第9号

改正

平成28年12月21日教育委員会規則第3号
平成29年10月19日教育委員会規則第6号
令和2年2月20日教育委員会規則第1号
令和3年1月20日教育委員会規則第2号
令和3年12月21日教育委員会規則第5号
令和4年3月23日教育委員会規則第3号
令和6年9月21日教育委員会規則第2号
令和7年3月21日教育委員会規則第5号

上天草市就学援助費扶助規則

上天草市就学援助費扶助規則（平成27年上天草市教育委員会規則第7号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童、生徒又は入学予定者の保護者に対し、上天草市が就学に必要な費用（以下「就学援助費」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 就学援助費の支給対象となる者は、小学校又は中学校（以下「学校」という。）に在学する児童、生徒又は入学予定者の保護者であって上天草市に住所を有するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- （2） 要保護者に準ずる程度に困窮している者（以下「準要保護者」という。）で、別表の認定基準に該当し、上天草市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定した者

（支給対象費用）

第3条 就学援助費の支給対象となる費用は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 学用品費（児童生徒が通常必要とする学用品の購入費をいう。）
- （2） 学校給食費（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食に要する経費をいう。）
- （3） 新入学児童生徒学用品費（新たに入学する児童生徒が通常必要とする通学用品費等の購入費をいう。）

- (4) 通学用品費（児童生徒が通常必要とする通学用品の購入費をいう。）
 - (5) 修学旅行費（児童生徒が、小学校の在学期間又は中学校の在学期間を通じて、それぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、当該学校において徴収する経費をいう。）
 - (6) 校外活動費（児童生徒が、参加する校外活動に要する経費のうち、当該学校において徴収する経費をいう。ただし、宿泊を伴う場合は、小学校の在学期間又は中学校の在学期間を通じて、それぞれ1回のみとする。）
 - (7) 医療費（児童生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要した費用で保険者負担額等を除いた保護者負担額をいう。）
 - (8) 日本スポーツ振興センター災害共済掛金（児童生徒が災害共済に加入する掛金のうち、当該学校において徴収する保護者負担額をいう。）
 - (9) 通学費（児童又は生徒が在学する学校の校長（以下「校長」という。）が定める通学路の片道が、小学校にあっては4キロメートル以上の児童又は中学校にあっては6キロメートル以上の生徒（以下「遠距離通学者」という。）が、公共交通機関を利用し、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額をいう。）
- 2 要保護者で、生活保護法第12条に規定する生活扶助の決定を受けている者に対しては、前項第3号に掲げる就学援助費について、生活保護法第13条に規定する教育扶助の決定を受けている者に対しては、前項第1号から第4号まで、第6号、第8号及び第9号に掲げる就学援助費について、それぞれ支給しないものとする。
- 3 遠距離通学者で、上天草市立小中学校遠距離通学費補助金交付規則（平成22年上天草市教育委員会規則第2号）の規定による補助金の支給を受けている者に対しては、第1項第9号に掲げる就学援助費について、支給しないものとする。

（支給額）

第4条 就学援助費の支給額は、毎年度予算の範囲内で教育長が定める。

（申請及び意見書の提出）

第5条 就学援助費を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就学援助申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、児童生徒が在籍する学校又は入学予定の学校の校長（以下「校長」という。）を経由して教育委員会に提出しなければならない。

2 校長は、前項の規定に基づき申請書が提出されたときは、その内容を確認し、就学援助校長意見書（様式第2号）に、当該申請に係る校長の意見を付し、教育委員会に提出しなければならない。

（認定等）

第6条 教育委員会は、前条の規定に基づき申請書が提出されたときは、その内容について必要な事項を調査し、申請者の属する世帯員全員の収入額から控除額を差し引いた金額と、特別支援教育就学奨励費の国庫補助金申請の需要額測定に用いる保護基準額に対する割合（以下「保護基準額割合」という。）の1.0倍を基準とし、必要に応じて就学援助申請に係る民生児童委員意見書（様式第3号）により関係する民生児童委員の意見を聴いて、認定の決定をしなければならない。

2 前項の保護基準額割合の算定における世帯員及び収入額並びに控除額については、次に掲げるとおりとする。

(1) 世帯員

- ア 同一の生計を営む者
- イ 単身赴任者並びに就学による別居の者
- ウ 住民票上別世帯であるが同一の居宅に居住する者

(2) 収入額

- ア 総所得金額
- イ 退職所得金額
- ウ 山林所得金額
- エ 生活保護費実支給額
- オ 児童扶養手当支給額
- カ 養育費の決定額
- キ 遺族年金受給額（課税年金に準じ所得に換算する。）
- ク 障害年金受給額（課税年金に準じ所得に換算する。）

(3) 控除額

- ア 社会保険料控除額（住民税算出時の控除額）
- イ 小規模企業共済等掛金控除額
- ウ 生命保険料控除額（住民税算出時の控除額）
- エ 地震保険料控除額（住民税算出時の控除額）
- オ ひとり親控除又は寡婦控除
- カ 雜損控除
- キ 家賃の実支払額（月額5万円を限度額とする。）

3 教育委員会は、第1項の規定により認定を決定したときは、申請者に結果を通知するものとする。

（執行等についての校長への委任）

第7条 前条の規定に基づき認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、就学援助費に関する請求、受領及び執行について校長に委任することができる。

2 委任を受けた校長は、就学援助費の請求、受領及び執行について、善良な管理者の

注意をもって事務を処理しなければならない。

(支給方法等)

第8条 就学援助費の支給は、認定者から委任を受けた校長に対して行うものとする。

校長は、就学援助費を口座振込により支給することができる。

2 市は校長からの依頼により、認定者に就学援助費を口座振込により支給することができる。

3 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第7号に規定する医療費の支給は、医師等からの請求により、当該医師等に支払うものとする。

(支給期間)

第9条 就学援助費の支給を受けようとする年度（以下「支給年度」という。）の4月30日までに申請し、認定の決定を受けた者の支給期間は、支給年度の4月1日から3月31日までとする。

2 支給年度の途中において申請し、認定の決定を受けた者は、申請書の受付日から支給するものとする。

3 支給年度の途中において認定の取下げの届出をした者については、取下げ日まで支給するものとする。

(異動報告)

第10条 認定を受けた申請者（以下「認定者」という。）又は校長は、認定者の世帯構成に異動があったときは、速やかに、就学援助異動報告書（様式第4号）により、教育委員会に報告しなければならない。ただし、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた場合については、報告を要しない。

(認定取下げの届出)

第11条 認定者は、就学援助の認定を受けた後、当該認定に係る就学援助費の支給を受ける事由が消滅したときは、速やかに、就学援助辞退届（様式第5号）により、その旨、教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第12条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取消すことができる。この場合において、認定者が就学援助費の支給を既に受けているときは、認定者はその全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 第2条に規定する支給対象者に該当しなくなったとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたとき。
 - (3) 教育委員会において認定が適当でないと認めたとき。
 - (4) 前条の規定に基づき認定取下げの届出があったとき。
 - (5) 入学予定者が上天草市立の小学校又は中学校に入学しなかったとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定に基づき認定を取消したときは、その旨、認定者に通知

するものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるものほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月21日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月19日教育委員会規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年2月20日教育委員会規則第1号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月20日教育委員会規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月21日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日教育委員会規則第3号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月21日教育委員会規則第2号)

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月21日教育委員会規則第5号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

準要保護者の認定基準	
1	前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
ア	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
イ	地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
ウ	地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
エ	地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
オ	地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
カ	国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免
キ	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴

収の猶予

- ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給
 - ケ 生活福祉資金貸付制度による貸付け
- 2 1以外の者で、次のいずれかに該当する者
- ア 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
 - イ P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者
 - ウ 学校納付金の納付状態の悪い者又は学用品若しくは通学用品等に不自由している者等で、生活状態が極めて悪いと認められる者
 - エ 経済的な理由により、養育する児童又は生徒の欠席日数が多い者
 - オ その他の事情により経済的に困窮していると認められる者